

■第 444 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 8 月 27 日(月) 14:00~15:09

傍聴者:11 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

[1] 農薬 10 品目（{5}～{10} はポジティブリスト制度関連）

{1} シアゾファミド

{2} テトラコナゾール

{3} フルキサピロキサド

{4} メトキシフェノジド

{5} オキシシン銅

{6} カスガマイシン

{7} ジエトフェンカルブ

{8} トルクロホスメチル

{9} フサライド

{10} フルスルファミド

[2] 農薬及び動物用医薬品（ポジティブリスト制度関連）

シフルトリン

[3] 動物用医薬品 4 品目（全てポジティブリスト制度関連）

{1} モキシデクチン

{2} カルバドックス

{3} サラフロキサシン

{4} ネオマイシン

[4] 飼料添加物（ポジティブリスト制度関連）

ブチルヒドロキシアニソール

[5] 農薬（ポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連）

シフルトリン（[2]と同じ）

[6] 動物用医薬品 2 品目

{1} 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ガルエヌテクト S95-1B）

{2} モキシデクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤（サイデクチンポアオン）の再審査

[1]～[6] まで、厚生労働省及び農林水産省並びに三森委員から説明。

・「シアゾファミド」及び「メトキシフェノジド」の農薬 2 品目（[1] の {1} 及び {4}）については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、「カルバドックス」及び「サラフロキサシン」の動物用医薬品 2 品目（[3] の {2} 及び {3}）については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

その他の農薬 8 品目（[1] の {2}～{3} 及び {5}～{10}）については、農薬専門調査会において審議することとし、農薬及び動物用医薬品 1 品目（[2] 及び [5]）については、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととなった。

その他の動物用医薬品 4 品目のうち、「ネオマイシン」を除く 3 品目（[3] の {1} 並びに [6] の {1} 及び {2}）については、動物用医薬品専門調査会において審議することとし、「ネオマイシン」及び飼料添加物 1 品目（[4]）については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

* [1] の農薬 10 品目

{1} 殺菌剤で、ばれいしょ、ぶどう等に使用します。今回、ホップへのインポートトレランス申請がされています。

{2} 殺菌剤で、てんさい、りんご等に使用します。今回、大豆、マンゴー等へのインポートトレランス申請がされています。

{3} 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、大豆、小麦等へのインポートトレランス申請がされています。

{4} 殺虫剤で、稲、きゃべつ等に使用します。今回、かんきつ類果実へのインポートトレランス申請がされています。

{5} 殺虫剤で、りんご、なし等に使用します。今回、だいこん、きゅうり等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

{6} 殺菌剤で、稲、キウイフルーツ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

{7} 殺菌剤で、きゅうり、なす等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

{8} 殺菌剤で、ばれいしょ、レタス等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

{9} 殺菌剤で、稲に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

{10} 殺菌剤で、きゃべつ、はくさい等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

* [2] 殺虫剤で、だいず、きゃべつ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

* [3] 動物用医薬品 4 品目

{1} 寄生虫駆除剤で、牛等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

{2} 合成抗菌剤で、日本国内での動物用医薬品の承認はありません。米国等では豚の成長促進等を目的に飼料に添加し使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

{3} 合成抗菌剤で、日本国内での動物用医薬品の承認はありません。海外では飼料添加等により鶏等の細菌感染の治療と予防に使用されています。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

{4} 抗生物質で、牛、豚及び鶏に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

* [4] 飼料の酸化防止剤として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

* [5] * [2]と同じ。

* [6] 動物用医薬品 2 品目

{1} 鶏伝染性気管支炎の予防に用いられます。

{2} 牛(搾乳牛を除く。)の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除に用いられます。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

・「アザペロン」

・担当委員の三森委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 海外で、豚の鎮静剤として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

・「イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9」

・担当委員の山添委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* イミダゾリノン系除草剤に対し耐性を持つダイズです。

(4) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統」に係る食品健康影響評価について

・『「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。』との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

* 低飽和脂肪酸の含有量が低く抑えられ、オレイン酸の含有量が高められた、除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つダイズです。

(5) 平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題の追加について

・調査・研究企画調整会議座長の佐藤委員及び事務局から報告。

平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題として、案のとおり決定された。

(6) 食品安全関係情報(7月28日～8月10日収集分)について

・事務局から報告。

(7) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等(平成24年6、7月分)について

・事務局から報告。

(注) *の記述は、物質の概要です。